

弁理士及び弁理士制度についての特許庁内の意見取りの結果

弁理士制度は、産業財産権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に貢献することを目的とした制度であり（弁理士法第1条）弁理士は関係法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を遂行すること等が求められ（同第3条）出願人の依頼を受けて権利取得までの手続きの代理等を行う（同第4条など）。このような弁理士制度の趣旨から、特許庁の審査官・審判官及び方式担当者は、弁理士が特許庁と出願人との間に立って、権利取得手続きを迅速・円滑に行う役割を果たすことを求めている。

しかしながら、下記1及び2に示すように、このような制度の趣旨に反して、迅速・円滑な権利取得手続きの妨げとなるような行為を行う弁理士も一部に見られることから、弁理士にこのような行為を行わせないための措置について検討するべきであるとする意見が出された。

1. 一部の特定弁理士は、事務所員（非弁理士）に実質的な代理業務を行わせている。そして、当該事務所員は産業財産権制度・運用の知識、経験が不足しているため、特許庁の担当審査官又は担当職員に審査の内容や手続きの仕方について頻繁に問い合わせる結果、迅速・円滑な審査等の妨げになっている。

2. 一部の特定弁理士に、関係法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行っているとは到底見えない行為が頻繁に見られる；例えば；

関連する技術に関し一連の特許出願の代理を行っているので、当該技術分野には相当数の先行技術文献が存在することは当然に認識しているはずであるにも拘わらず、明細書に関連する先行技術は無い旨記載している。

技術説明を求めても、技術内容が解らないので対応できない旨、応答する。明らかに規定に違反する内容の手続補正書を提出する場合があり、迅速な審理手続き遂行の妨げになっている。

出願人から事前に手数料を受領しているにも拘わらず、予納残高不足を発生させ、手続補正指令などを出させている。

手続補正指令などに対して長期にわたってこれに応じないため、出願人から特許庁に直接問い合わせが来る。